○○頭首工管理規程

○○土地改良区（連合）

第１章 総 則

（趣 旨）

第１条 この規程は、○○事業によって造成された土地改良施設の維持管理計画書第○章第○節に基づき、○○頭首工（管理事務所、電気施設、通信施設その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。

（管理者）

第２条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

（異例の処置）

第３条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ○○土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に処置を要するものについては、この限りでない。

２ 前項ただし書きの場合は、事後すみやかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第２章 取水、放流およびゲートの操作に関する事項

第１節 水 位

（水位の制限）

第４条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、標高○○メートルを上限とし、標高○○メートルを下限とする。

２ 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

（水位の基準）

第５条 頭首工の水位は、堤体（または制水ゲート）に取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第２節 取 水

（かんがい期）

第６条 毎年○月○○日から○月○○日までをかんがい期間とする。

（取 水）

第７条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

（計画取水量）

第８条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。



（取水時のゲートの操作）

第９条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位および取水量に応じて制水門ゲートおよび取入水門ゲートの開度を調節してするものとする。

（取水量の測定）

第10条 取水量の測定は、取入水門の内側（幹線用水路）に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

２ 管理者は、取水量の正確を期するため毎年１回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第３節 放流およびゲートの操作

（責任放流および平常時の放流）

第11条 頭首工の責任放流量は毎秒○○立方メートルとし、頭首工の水位が標高○○メートル（上限）以内のときは、制水門ゲートのうち○基のみを開扉し、これの調節により水位を標高○○メートル（下限）から標高○○メートル（上限）の間に保ちつつ放流するものとする。

（出水時の放流）

第12条 頭首工の水位が前条の量をこえ以後増水するときは、順次に他の制水門ゲートを開扉し、水位を標高○○メートル（上限）に保ちながら放流するものとし、さらに水位が標高○○メートル（上限）を超えて増水するときは、すべての制水門ゲートを全開の状態におくものとする。

２ 頭首工の水位が標高○○メートルをこえたときは、取入水門ゲートを閉扉するものとする。

（出水後の操作）

第13条 頭首工の水位が標高○○メートル（上限）に減じた後は、水位を標高○○メートル（上限）に保ちながら減水に応じて前条第１項の開扉と逆の順序で制水門ゲートを順次閉扉するものとする。

（舟通し閘門の操作）

第14条 頭首工地点を通過しようとする舟艇のあるときは、航行の安全を確かめ、すみやかに舟通し閘門を操作して通過させるものとする。

（魚道の放流）

第15条 頭首工附帯の魚道調節門からは毎秒○○立方メートル以上の水量を常時放流するものとする。

第３章 点検および整備に関する事項

（点検および整備）

第16条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械および器具、警報、通信連絡および観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶および車両ならびにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検および整備を行なわなければならない。

（監 視）

第17条 管理者は、頭首工およびその周辺について常に監視を行ない、その維持および保全に支障を及ぼす行為の取締りならびに危険防止に努めなければならない。

第４章 緊急事態における措置に関する事項

第１節 洪 水

（洪水警戒体制）

第18条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1) ○○気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報または警報が発せられたとき。

(2) 頭首工の水位が標高○○メートルをこえることが予想されるとき。

（洪水警戒体制時の措置）

第19条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡ならびに気象および水象に関する観測および情報の収集を密接に行なうこと。

(2) ゲートならびにゲートの操作に必要な機械および器具の点検整備、予備電源設備の試運転その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。

(3) 常に河川流量および水位に注意し、第12条の規定による頭首工の操作に万全を期すること。

（洪水警戒体制の解除）

第20条 管理者は、頭首工の水位が標高○○メートル以下となり、ふたたび増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第２節 かんばつ

（かんばつ時の措置）

第21条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が標高○○メートル以下に低下するおそれがあるときは、その水位および頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第５章 雑 則

（管理日誌）

第22条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

(1) 気象（天候、気温、降雨量および積雪量等）

(2) 水象（水位および水温等）

(3) 頭首工地点における放流量

(4) かんがい用水取水量

(5) ゲートの操作の時刻および開度

(6) 点検および整備に関する事項

(7) その他頭首工の管理に関する事項

２ 管理者は、毎月10日までに前月分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。